

第14条 使用者は、理由の如何を問わず、自転車置場を第三者に使用させ、
又は自転車置場を使用する権利を他の第三者に譲渡する等の処分を一切
してはならない。

＊自転車置場の使用寸法等

自転車置場に置くことができる自転車寸法は、タイヤ幅 50mm、上段の
重量 25Kg 以内とする。

(規定外事項)

第15条 本細則に定めのない具体的事項については、理事長の指示に従うこと
とする。

(細則の改廃等)

第16条 本規則の改廃は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、規約発効の日から施行する。

(規約第 16 条関係)

様式 (7)

自転車置場使用申込書

グランシエロ志木アールコート 管理組合 御中

平成 年 月 日
号室

氏名 _____ ㊟

自転車置場を下記の通り使用致したく、申し込みます。

種 別：自転車 No. _____, No. _____
利用開始日：平成 年 月 日

----- き り と り -----

自転車置場使用承諾書

号室

_____ 殿

種 別：自転車 No. _____, No. _____
利用開始日：平成 年 月 日

上記自転車置場の使用を承認致します。

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート 管理組合理事長 ㊟

バイク置場・ミニバイク置場 使用 細 則

グランシエロ志木アールコート管理規約（以下「規約」という）の規定に基づき、次のとおり、バイク置場・ミニバイク置場使用細則（以下「本細則」という）を定める。

（バイク置場・ミニバイク置場の管理及び運営）

第1条 バイク置場・ミニバイク置場の管理及び運営は、管理組合が行う。

（使用者の資格等）

第2条 バイク置場・ミニバイク置場を使用できる者は、本マンションに居住する区分所有者又はその占有者で、バイクおよびミニバイクの所有者に限るものとし、管理組合と使用契約を締結しなければならない。

（使用申込及び使用者の決定）

第3条 バイク置場・ミニバイク置場の使用希望者は、管理組合に対してバイク置場・ミニバイク置場の使用申込をするものとする。又、バイク置場・ミニバイク置場使用希望者の中から公開抽選等により、使用者と使用場所を決定するものとする。空きが生じた場合、掲示等により使用希望者を募り公開により抽選等によって使用者を決定する。

（使用の特例）

第4条 管理組合は、使用者を決定した後において、尚、空き区画のある場合には、2台目以上の使用を希望する区分所有者又は占有者に対して2台目以降の使用を認めるものとする。

2. 前項により2台目の使用を認められた使用者は、未使用組合員が1台目の使用を希望した場合、2ヶ月の予告期間をもって解約することに異議を申し立てることなく、当該区画を明け渡さなければならない。尚、解約対象になる使用者については、まず、最多契約を利用している使用者とし、同一条件の場合には公開抽選にて決定するものとする。

（バイク置場・ミニバイク置場使用ステッカー）

第5条 管理組合は、使用者に対してバイク置場・ミニバイク置場使用ステッカーを各バイクごとに配布する。但し、配布時期については、管理組合が別に定めるものとする。

2. 前項のバイク置場・ミニバイク置場使用ステッカーの配布を受けた者は、バイクの後部の所定の位置に貼るものとする。

（使用料）

第6条 バイク置場・ミニバイク置場使用者は、別表第3-2に定める使用料

を所定の方法により管理組合に支払うものとし、当該使用料は一般会計又は積立会計等に充当する。尚、1ヶ月未満の使用料については日割り計算とする。

(使用料の決定及び変更)

第7条 使用料は、施設の改善又は一般物価の変動等により、管理組合が必要と認める場合、管理組合総会の決議により改正をすることができる。

(遵守事項)

第8条 バイク置場・ミニバイク置場使用者は、使用にあたり、必ず指定された場所にバイクを収容し施錠を充分に行うなど、バイクの管理責任は各人が負うものとし、他の使用者に迷惑のかかる行為をしてはならない。

2. 敷地内ではエンジンを切ること。

3. 埼玉県生活環境保全条例により、敷地内のアイドリングは禁止されていること。

(免責事項)

第9条 管理組合は、天災地変、盗難その他の事由の如何を問わず、使用者がその車輛その他につき被った損害の責を負わないものとする。

(使用の取消)

第10条 理事長は、本細則を遵守しない使用者に対して、その使用を取り消すことができる。

(規定外事項)

第11条 本細則に定めのない事項については、理事長の指示によるものとする。

(本細則の変更)

第12条 本規則の改廃及び変更は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、規約発効の日から施行する。

バイク置場・ミニバイク置場使用契約書

グランシエロ志木アールコート管理組合（以下「甲」という）と、_____号室
_____（以下「乙」という。）とは、グランシエロ志木アールコートバイク置場・ミニ
バイク置場の使用に関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

（置場の位置指定）

第1条 甲は、その管理にかかわる置場指定位置No. _____（以下「駐車場」という）を乙
の後記表示バイク置場・ミニバイク置場の駐車を目的として、乙に使用させる。

（置場使用料）

第2条 使用料は、月額 _____ 円とする。

2. 乙は、本契約締結に伴い前項使用料を、所定の方法にて甲に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の使用料は日割り計算とする。
3. 物価水準の騰貴等の理由により、第1項の使用料が不相当となったときは、甲はこれを相当な額まで改定することを請求することができる。
4. 解約時の使用料の返還は、日割り計算とする。

（契約の解除）

第3条 乙がグランシエロ志木アールコート管理規約又は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何らかの通知、催告を要せずして直ちに本契約を解除し、かつ乙はバイク置場・ミニバイク置場を明渡すものとする。

- (1) 使用料の支払を怠ったとき
- (2) 本契約の各条項もしくは「グランシエロ志木アールコート置場使用細則」に違反し、又は本バイク置場・ミニバイク置場の管理に関する甲の指示、注意等に違反したとき。

（使用の特例）

第4条 管理規約バイク置場・ミニバイク置場使用細則第4条第2項の規定により甲から解約の申し出を受けた場合は、異議申立てをせず明け渡さなければならない。

（使用細則の遵守及び車輛変更の届出）

第5条 乙は、バイク置場・ミニバイク置場を使用するにあたって、別に定める「グランシエロ志木アールコートバイク置場・ミニバイク置場使用細則」ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

2. 乙は後記「自動車の表示」に変更が生じたときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(免責事項)

第6条 甲は、天災地変、盗難、損傷、その他甲の責に帰すべからざる事故等によって乙が被った損害に対し賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第7条 乙又は乙の代理人、使用運転手、その他関係人が、故意又は過失によりバイク置場・ミニバイク置場又は他のバイクその他施設等に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償する責を負う。

(契約期間及び更新)

第8条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
2. 本契約期間中であっても、乙は1ヶ月前に予告をして本契約を解除することができる。
3. 本契約において乙住戸の譲渡等により本契約書に記載された区分所有者・占有者の変更があった場合も本契約は終了する。
4. 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何ら申し出のないときは、この契約は期間満了日の翌日より1年間同一条件をもって更新するものとし、以後同様とする。

(契約終了時の扱い)

第9条 使用期間満了、解約又は契約解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちにバイク置場・ミニバイク置場を甲に明け渡さなければならない。

(契約外事項)

第10条 本契約ならびに「グランシエロ志木アールコートバイク置場・ミニバイク置場使用細則」に定めのない事項については甲、乙誠意をもって協議し決定する。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 グランシエロ志木アールコート管理組合

印

乙 グランシエロ志木アールコート
氏 名

号室

印

登 録 車	車名	(cc)	登録番号
-------	----	-------	------

動物飼育細則

グランシエロ志木アールコートにおける動物の飼育について、次のとおり動物飼育細則（以下「本細則」という）を定める。

（本細則の効力及び遵守義務）

第1条 本細則は、区分所有者の包括継承人および特定継承人に対してもその効力を有すること。また、占有者は、区分所有者が本細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対して本細則に定める事項を遵守させること。

（飼育できる動物）

第2条 本マンションで飼育できる動物は、社会通念上一般家庭において専ら愛玩の目的で飼育されると動物であり、身体障害者補助犬を除き、原則として以下の基準とする。

- （1）飼育できる動物の種類は、犬及び猫は飼い主が抱えられる大きさまでとし、小動物（フェレット・うさぎ・ハムスター・リス等）及び観賞用小魚・小鳥等、ごく一般的な室内飼育に適するものとする。なお、人に危害を加える恐れのある爬虫類、猛禽類・猿の飼育は禁止とすること。
- （2）飼育できる動物の数は、犬・猫はあわせて2匹まで、その他の小動物等はかごもしくは水槽内で一般的に飼育できる数を限度とすること。

（ペットの会）

第3条 動物の飼育をする者（以下「飼育者」といいます。）はペットの会を設置し、これに加入しなければならないこと。ただし、かごや水槽内で飼育する小動物や観賞用小魚・小鳥のみの飼育者および身体障害者補助犬の飼育者は、この限りではないこと。

2. ペットの会加入者は、飼育者同士の親睦と飼育マナーの向上を図り、他の居住者との動物飼育に関するトラブルを未然に防ぎ、万一トラブルが発生した場合は誠意をもってトラブルの解決に当たらなければならないこと。
3. ペットの会は、ペットの会の運営のために、別途代表者およびペットの会会則を定めることができるものとする。なお、代表者およびペットの会会則が決定した場合は、管理組合へ報告すること。
4. ペットの会の代表者が決定するまでは、理事会がペットの会にかわり本細則で定める手続き（第9条写真の提出、第10条健康診断）

に関する業務等を行うこと。

(ペットの会会員の資格)

第4条 ペットの会会員の資格は、動物（かごや水槽内で飼育する小動物・観賞用小魚・小鳥・身体障害者補助犬を除きます。）の飼育を始めるときに取得し、動物を飼育しなくなったとき、または、ペットの会から除名されたときに喪失すること。

(飼育開始等の届出)

第5条 動物の飼育を開始しようとする者および動物の死亡等により動物を飼育しなくなった者は、ペットの会を経由して所定の動物飼育申請書を理事長に提出すること。ただし、かごや水槽内で飼育する小動物・観賞用小魚・小鳥はこの限りではないこと。

2. 出生等で追加して動物を飼育する場合も前項の手続きを行うこと。

(申請書の添付書類)

第6条 申請書には、最新の飼育動物の写真を添付しなければならないこと。

2. 犬の飼育を申請する場合は、保険所の鑑札の写し・法定注射済票の写しを添付しなければならないこと。

3. 身体障害者補助犬の飼育を申請する場合は、身体障害者補助犬法に定める指定期間の認定を確認できる書面を添付しなければならないこと。

(禁止動物)

第7条 次の各号に掲げる事項の一に該当する動物は、飼育してはならないこと。

(1) 第2条で定められた以外の動物

(2) 人の身体やその財産に危害を加えたことのある動物

(3) 習性上人や他の動物およびその財産に危害を加えることが予想される動物

(4) 人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物

(5) 毒を有する動物

(6) 他の居住者に不快感を催させる動物

(写真の提出)

第8条 飼育者は、年1回、定期的に最新の飼育動物の写真をペットの会に提出しなければならないこと。

(健康診断等)

第9条 飼育者は必要に応じ、動物に獣医師による健康診断を受けさせるものとする。

2. 飼育動物が犬の場合、飼育者は、毎年「狂犬病予防法」(昭和25年法律第247号)第4条で定められた登録および第5条で定められた予

防注射を行わなければならないこと。

3. 飼育者は、前項の予防注射および登録についてペットの会に文書で報告しなければならないこと。
4. 飼育者は、人または他の動物に伝染する恐れのある伝染病にかからないよう、伝染病疾病の予防ワクチンの接種等の適切な措置を講じるものとする。万一発病した場合は、伝染の恐れがなくなるまで、獣医師等に預ける等の適切な措置をとらなければならないこと。

(理事長への報告義務)

第10条 理事長が飼育動物に関して報告を求めたとき、飼育者およびペットの会は、遅滞なく必要資料を添付のうえ報告しなければならないこと。

(遵守義務)

第11条 飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないように、飼育動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならないこと。なお、区分所有者および占有者は、動物連れの来訪者に対し、本条に定める事項を遵守させなければならないこと。

- (1) 飼育は、専有部分内でのみ行うこととする。
- (2) 敷地、共用部分等およびバルコニー等で遊ばせたり、散歩させたり、長時間留まらせてはならないこと。なお、身体障害者補助犬はこの限りではない。
- (3) バルコニー等の専用使用部分で給餌、排泄、ブラッシング、抜け毛の処理、ケージ等の清掃等をしてはならないこと。
- (4) 住戸内で排泄、ブラッシング、抜け毛の処理、ケージ類の清掃等を行う場合は、必ず窓を閉める等して、隣戸等への毛や羽等の飛散、臭気等の発生の防止に努めること。
- (5) 排泄物、抜け毛等を排水口に流してはならないこと。
- (6) 動物と共にエレベータに同乗する場合には、必ず引き綱（リード）でつないだ上で飼育動物を抱きかかえるか、ケージ類に入れ、先に乗っている利用者がいる場合は、同意を得てから乗るように努めること。なお、身体障害者補助犬はこの限りではない。
- (7) 敷地および共用部分等の移動の場合には、必ず引き綱（リード）でつないだ上で動物を抱きかかえるか、ケージ類に入れること。なお、身体障害者補助犬はこの限りではない。
- (8) 飼育者は、散歩等で飼育動物と共に外部から本マンション内へ立ち入る際は、タオル等で拭く等して足等を清潔に保ち、できるだけ汚れた状態で本マンション内に立ち入らないよう努めること。なお、身体障害者補助犬はこの限りではない。

- (9) 飼育動物は共用部分等を汚損、破損した場合は、飼育者は飼育者の費用と負担にて速やかに清掃等の適切な処置を行うこと。
- (10) 万一、共用部分等で排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
- (11) 飼育者は、飼育動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等で隣戸に迷惑をかけないように注意すること。
- (12) 飼育者は、飼育動物にマンション内での動物と人との共生に対応できるしつけを行うよう努めること。
- (13) 本マンション内で動物を繁殖させて販売する等、営利を目的として飼育してはならないこと。
- (14) 地震・火災等の非常時には、飼育動物を保護するとともに、飼育動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- (15) 届出のない動物を一時的にも理事長の許可なく預かることはできないこと。

(飼育動物の虐待防止)

第 12 条 飼育者は「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号) および「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成 14 年環境省告示第 37 号) に基づき、適正に飼育するものとし、飼育動物を虐待してはならないこと。

(飼育による損害補償責任)

第 13 条 飼育動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合、理由の如何を問わず、飼育者が責任を負わなければならないこと。なお、飼育動物の飼育者が特定できない場合は、ペットの会全会員が連帯して責任を負わなければならないこと。

(理事長の勧告および指示等)

第 14 条 飼育者が本細則に違反した場合、管理組合はその是正等のため、動物の去勢・不妊手術、専門機関によるしつけ等の必要な勧告または指示もしくは警告を行うことができるものとする。なお、それに係る必要な費用については、飼育者が負担しなければならないこと。

(飼育の禁止)

第 15 条 飼育者が、前条の勧告および指示等に従わない場合、理事長はその動物の飼育を禁止することができること。

- 2. 動物の飼育を禁止された者(以下「飼育禁止者」という。)は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならないこと。
- 3. 飼育禁止者及び飼育禁止者と同居の者は、再度動物を飼育してはならないこと。

4. 飼育禁止者は、ペットの会から除名処分とする。

(動物が死亡した場合の処理)

第 16 条 動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならないこと。

(細則の改廃)

第 17 条 本細則の変更または廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、本細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができないこと。

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート管理組合理事長 殿

申請人 _____ 号室

氏名 _____ (印)

動物飼育承認申請書

私は、下記の動物を飼育致したく、動物飼育細則の規定に基づき、必要書類を添付の上、下記のとおり申請致します。

尚、動物の飼育にあたっては、法定事項及び管理規約並びに動物飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場合は、全責任を負うとともに、動物飼育を禁止されてもこれに従う事を誓います。

〔飼育する動物〕

動物の種類			
名前・性別	名前		雄・雌
誕生年月日	西暦	年 月 日生	
動物の体長・体重	cm ・ kg		

《必要添付書類 (○印)》

- ① () 当該動物の写真 (L 4 版 1 枚)
- ② () 保健所犬鑑札 (写)
- ③ () 狂犬病予防注射済票 (写)
- ④ () その他

平成 年 月 日

_____号室
_____殿

管理組合
理事長 _____ (印)

動物飼育承認書

貴殿から平成 年 月 日付にて申請のあった動物飼育申請書は、下記の関係書類とともに受理いたしました。以降、管理規約及び動物飼育細則を遵守することを前提に、当該動物の飼育を承認いたします。

〔飼育する動物〕

動物の種類			
名前・性別	名前		雄・雌
誕生年月日	西暦	年 月 日生	
動物の体長・体重	cm ・ kg		

《必要添付書類（○印）》

- ① () 当該動物の写真（L 4 版 1 枚）
- ② () 保健所犬鑑札（写）
- ③ () 狂犬病予防注射済票（写）
- ④ () その他

防 犯 カ メ ラ 運 用 細 則

グランシエロ志木アールコート管理規約（以下「規約」という）の規定に基づき、次のとおり防犯カメラ運用細則を定める。

（目的）

第1条 防犯カメラの設置による居住者の安全確保と、プライバシーの保護及び個人情報保護の管理を図るため、運用に関する細則を定める。

（秘密保持の義務）

第2条 管理組合役員及び管理会社従業員、その他防犯カメラの管理運営に携わる者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。管理組合役員がその職を離れた場合又は組合員で無くなった場合、及び管理会社従業員がその職を離れた場合も同様とする。

（モニターによる映像）

第3条 防犯カメラの映像は、管理員によるモニターの常時監視は行わないものとする。

（映像の閲覧）

第4条 映像を閲覧しようとする者は、その目的等を閲覧申請書【様式（8）】に記載し理事長に申請するものとする。警察等捜査機関から協力を求められたときは、捜査令状等により応ずるものとする。

（映像の再生又は再録画）

第5条 システムにより記録された映像を、再生又はテープに再録画する場合は、理事長の承認を要する。なお、映像の再生又は再録画は第三者に委託することができるものとする。

（閲覧の許可）

第6条 理事長は、第4条の申請が正当な事由であると認め許可した場合は、日時及びその場所を指定して閲覧させるものとする。

（閲覧の立会）

第7条 閲覧の際には、理事長又は理事長の指名する者が立ち会うこととする。

（閲覧者の義務）

第8条 閲覧者は、閲覧に際し知り得た情報を目的以外に活用したり、他に漏らしてはならない。

（複製の許可及び貸与）

第9条 理事長は、前条の申請が妥当なものと認めた場合は複製した映像を、申請した者に貸与又は捜査機関に提出することができる。

(細則の改廃)

第 10 条 この細則の改廃は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力の発生)

第 1 条 本細則は、規約発行の日から施行する。

様式（８）

防犯カメラ記録 閲覧申請書

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート 管理組合理事長殿

グランシエロ志木アールコート 号室

申請書氏名

グランシエロ志木アールコート防犯カメラ閲覧及び持ち出しに対し、防犯カメラ運用細則に則り本申請をさせていただきます。

申請理由

閲覧日

平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分まで

記録持ち出し

有り ・ 無し

持ち出し理由

宅 配 ボ ッ ク ス 使 用 細 則

グランシエロ志木アールコート管理規約（以下「規約」という）の規定に基づき、次のとおり宅配ボックス使用細則（以下「本細則」という）を定める。

（遵守事項）

第1条 区分所有者又は占有者は宅配ボックス（不在時に各種配達小荷物を居住者に代わって受け取り、一時保管する。）を使用できるものとする。

2. 区分所有者又は占有者が在宅の場合は、使用できないものとする。

3. 次に掲げるものは宅配ボックスに保管できない。

（1）動物

（2）発火、引火、爆発等の危険のある物、劇薬及び悪臭を発する物品

（3）現金及び株券・債権等の有価証券、宝石・貴金属類

（4）犯罪の用に共される恐れのあるもの、その他公序良俗に反するもの

（5）生鮮食品、その他腐敗変質しやすいもの

（6）封書、葉書類

（7）販売サンプル等受取人の不特定なもの

（8）ロッカー内の保管品が盗難、破損する恐れのあるもの

（9）その他保管に適さないと認められるもの

4. ボックスに入庫の通知を受けたら、速やかに受け出すこと。

（保管期間が過ぎた時）

第2条 所定の保管期間を過ぎた場合、および異常発生時には、管理者または指定する第三者が宅配ボックスを開閉し、保管品を宅配業者に回収させるまたは廃棄する等の処置をとることができるものとする。

（賠償）

第3条 区分所有者・占有者、または本マンションへの来訪者が、故意または過失等により宅配ボックスを破損した場合、破損させた者はその損害を賠償しなくてはなりません。

（免責事項）

第4条 ロッカー内の保管品が盗難、破損等の損害を生じても管理組合はその責任を負わないものとする。

2. 第1条3項に掲げる使用、荷物の受け取り時に伴うトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(規定外事項)

第5条 本細則の定めのない具体的事項が生じたときは、理事長の指示に従うこととする。

(細則の改廃等)

第6条 本細則の改廃は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、規約発効の日から施行する。

キッズルーム・キッズテラス使用細則

グランシエロ志木アールコート管理組合（以下「管理組合」という）は、次の通りキッズルーム・キッズテラスを管理・運営するため、本マンション管理規約の規定に基づき、キッズルーム・キッズテラス細則を定める。

（キッズルーム・キッズテラスの管理運営）

第1条 本施設の管理・運営は、管理組合が行うこと。

（使用の原則）

第2条 本施設は、区分所有者又は占有者の同居者を対象とすること。

（使用時間・使用届と使用料及び使用料の帰属先）

第3条 キッズルーム・キッズテラスの使用時間は、9：30～ 16：30 迄は無料とし、保護者同伴の上使用すること。16：30～21：00 までは使用料を500円とし、使用者はあらかじめ使用目的を管理事務室に届出をして、使用すること。なお、当該使用料は、管理費会計に充当すること。

2. 前項にかかわらず、理事会その他管理組合の業務のために使用する場合、又は理事長が認めた場合は、無償で使用するができる。

3. 使用届けは1ヶ月前の午前9時より管理事務室に提出ができ、使用当日は入退室時に備え付けの記録帳に入退室時間、部屋番号、名前を記載すること。なお、最終使用者は、翌日キッズルーム・キッズテラス使用開始時間以前に管理事務室に必ず施錠した後、鍵を返還すること。

（禁止事項・使用禁止）

第4条 キッズルーム・キッズテラスは禁煙とすること。また、危険な行為、公衆道徳に反する行為等。なお、使用細則を遵守できない場合、使用を禁止すること。

（整理整頓）

第5条 使用后、備品等は整理整頓をし定位置に戻すこと。

（使用者の責任）

第6条 使用者は、自己の責任において使用し、怪我・事故等の損害賠償を管理組合に請求することはできないこと。

（賠償）

第7条 キッズルーム・キッズテラスの備品等を故意または過失等により破損した場合、破損させた者はその損害を賠償しなくてはならないこと。

(規定外事項)

第8条 本キッズルーム・キッズテラス使用細則に定めのない事項については
理事長の指示に従うものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本キッズルーム・キッズテラス使用細則は管理規約発行の日から施行
する。